

重要事項説明書

1. 居宅介護支援サービスを提供する事業者				
事業者名称	株式会社喜咲			
代表者氏名	代表取締役 溝呂木 大介			
本社所在地	東京杉並区上井草 2 丁目 39 番 4 号			
2. サービスを提供する担当事業所				
事業所名称	ケアプラン野いちご			
介護保険指定	指定居宅介護支援事業所 (事業所番号：1372024496)			
事業所所在地	東京都練馬区下石神井 3 丁目 6 番 4 2 号			
連絡先及び管理者	電話番号：03-6913-4733 管理者：深澤 美穂			
通常の事業実施地域	練馬区 杉並区 中野区			
3. 事業所窓口の営業日及び営業時間				
営業日	月曜日～金曜日			
営業時間	9：00～18：00			
休業日	土曜日、日曜日、祝日 年末年始（12月29日～1月3日）			
4. 事業所の職員体制				
事業所の管理者	管理者：深澤 美穂			
職種	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名	-	1名	職員の管理、業務全般の管理
介護支援専門員	2名	-	2名	居宅介護支援サービスの提供
5. サービス料金				
<p>※契約書別紙または本書 P5～P10 をご参照ください。</p> <p>※原則として介護保険から全額給付されます。通常は利用者の自己負担はありません。</p> <p>介護保険料未納が1年以上ある場合、未納期間に応じた一定期間、給付制限が発生し、償還払い（全額自己負担で支払いした後、自治体に申請し給付費が返還される）となります。</p>				

6. 運営方針
事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、公正中立な立場で総合的なサービスの提供に努めます。

7. サービスの内容	※詳細は契約書別紙をご参照ください
① ケアプラン作成支援	利用者・家族等の意向、生活課題の分析結果を踏まえ、居宅サービス利用に際し必要なサービス計画書を作成します。利用者・家族等は複数の居宅サービス事業者等の紹介をケアマネジャーに求めることができます。また、居宅サービス計画原案に記載された居宅サービス事業者等の選定理由をケアマネジャーに求めることができます。
② 居宅サービス実施状況の把握、居宅サービス事業者との連絡調整	サービス状況把握のための居宅定期訪問を、月1回行います。テレビ電話等電子機器を使用した場合の居宅訪問は、2月に1回行います。
③ 給付管理	
④ 要介護認定等の申請に対する支援	
⑤ その他相談業務	

8. 第三者評価
実施していません。

9. 緊急時・事故、災害、感染症発生時の対応
サービス提供時、利用者に怪我、病状急変、その他の緊急事態や事故等が発生した場合には、速やかに家族や主治医等、関係者に連絡する等、必要な措置を行います。事故が発生した場合の対応方法については、事業所内で対応マニュアルを定め、それに則った対応後は、原因を究明し、再発防止の検討対策を講じます。 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続的に提供できる体制構築方法については、事業所内で業務継続計画を策定し、それに則った対応をします。

10. 相談窓口・相談体制	
株式会社 喜咲の 窓口	<p>【ケアプラン野いちご】</p> <p>電話番号：03-6913-4733</p> <p>担当者：深澤 美穂</p> <p>【株式会社喜咲】</p> <p>電話番号：03-6913-8590</p> <p>担当者：代表取締役 溝呂木 大介</p>

	<p>上記窓口にて、ケアプラン野いちごで提供した居宅介護支援サービスや、ケアプランに基づく各サービスについての相談や苦情を受け、迅速に対応します。</p> <p><対応方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が迅速に、利用者又は家族等関係者に直接ご連絡をします。 ・状況に応じた方法（対面、電話等）で詳細を聞き、苦情の原因、相談の主旨を明確にします。 ・受け付けた連絡への対応法を、速やかに事業者全体で検討します。当社独自の解決が困難な場合、自治体等関係機関に相談依頼します。 ・苦情、相談を受けた利用者又は家族等に、検討結果・対応方法を報告し、了承を得ます。 ・事案の経過は書類を作成し、事業所全体で共有し再発防止に努めます。
<p>その他の 窓口</p>	<p>【練馬区フローラ石神井公園地域包括支援センター】 電話番号：03-3996-0330</p> <p>【練馬区役所高齢施策担当部介護保険課管理係】 電話番号：03-5984-2864</p> <p>【杉並区役所保健福祉部介護保険課事業者係】 電話番号：03-3312-2111</p> <p>【東京都国民健康保険団体連合会】 電話番号：03-6238-0177</p>
<p>1.1. 秘密保持</p>	
<p>サービスを提供する上で知りえた利用者及び家族等関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に解除又は漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後においても同様の効力を有します。</p>	
<p>1.2. 損害賠償</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に伴い、喜咲の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼし、法的な賠償責任を負う場合は、利用者に対し、その損害を賠償します。 ・喜咲は、最善の注意をもってサービス提供を行うよう努めますが、通常の注意義務の範囲を超えて発生した事故で、その原因が喜咲に起因しない場合は、責任を負いかねる場合があります。 	
<p>1.3. 保証人又は緊急連絡先</p>	
<p>利用者は本契約において、保証人又は緊急連絡先を1名定めることとします。</p>	

<p>① 保証人は、サービス利用料金支払い等、利用者の債務を連帯して保証するよう努め、喜咲に対し利用者の心身の状態及び生活の状況に配慮し、居宅介護支援サービス提供に関連して必要な協力を行います。</p> <p>② 利用者に意思決定能力の低下や不足等により本契約の効力が左右される場合、保証人又は緊急連絡先に指定された者等関係者がその代行を担い、喜咲が居宅介護支援サービスを利用者に対して継続提供することを目的として契約を成立、存続していきます。</p> <p>③ 保証人または緊急連絡先としての務めの履行が困難になった場合、利用者は速やかに新たな保証人または緊急連絡先を選定し、喜咲に通知します。喜咲からの要請に応じずこの対応がなされない場合は、契約継続が困難と喜咲が判断し、本契約を終了する場合があります。</p> <p>④ 利用者が病院又は診療所に入院する場合、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先の情報提供をし、医療と介護の連携に協力します。</p>
<p>⑤ その他として、ペットが居宅にいる場合、利用者又は保証人等は、担当介護支援専門員等がサービス提供を行う間はゲージへ入れる、リードにつなぐ等の対応をします。担当介護支援専門員等が、ペットに噛まれる等の怪我、持ち物の破損等被害を負った場合は治療費、修理費等の経費を負担します。</p>
<p>14. 虐待防止</p>
<p>1. 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、以下の措置を講じています。</p> <p>① 虐待防止対策検討委員会、担当者の設置、定期的な開催</p> <p>② 虐待を防止するため職員に対する定期的な研修の実施</p> <p>③ 利用者及び家族等関係者からの苦情相談処理体制の整備</p> <p>④ その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2. 当事業所は、サービス提供中にサービスを提供する事業所に職員又は擁護者（利用者家族等、高齢者を現に擁護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを区市町村に通報します。</p>

重要事項説明書の各項目について説明を受け、理解しました。

20 年 月 日

利用者署名：

保証人又は緊急連絡先署名：

担当の介護支援専門員： 深澤 美穂

説明担当者： 深澤 美穂

説明日： 20 年 月 日

利用料（契約書第8条1項関係）

本契約に基づき、利用者に対して事業者が提供する居宅介護支援サービスの利用料は、以下の月額料金となります。

居宅介護支援費（Ⅰ）

消費税非課税

取扱件数※	要介護度	月額料金	自己負担額
45 未満の部分	要介護 1～2	12,380 円	0 円
	要介護 3～5	16,085 円	0 円
取扱件数が 45 以上の 場合、45～60 未満の 部分	要介護 1～2	6,201 円	0 円
	要介護 3～5	8,025 円	0 円
取扱件数が 45 以上の 場合、60 以上の部分	要介護 1～2	3,716 円	0 円
	要介護 3～5	4,810 円	0 円

居宅介護支援費（Ⅱ）

一定の情報通信機器（AI 活用したもの含む）の活用または事務職員配置を行っている場合に算定。

消費税非課税

取扱件数※	要介護度	月額料金	自己負担額
50 未満の部分	要介護 1～2	12,380 円	0 円
	要介護 3～5	16,085 円	0 円
取扱件数が 50 以上の 場合、50～60 未満の 部分	要介護 1～2	6,007 円	0 円
	要介護 3～5	7,786 円	0 円
取扱件数が 50 以上の 場合、60 以上の部分	要介護 1～2	3,602 円	0 円
	要介護 3～5	4,674 円	0 円

※居宅介護支援サービスの利用者数に、介護予防支援事業者から委託を受け、介護予防支援サービスを提供する利用者数に 1/2 を乗じた数を加えた数を、常勤換算方法で算定した介護支援専門員の人数で除して得た数

介護予防支援費

居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施した場合に算定。

取扱件数	要介護度	月額料金	自己負担額
件数制限なし	要支援 1・要支援 2	5,380 円	0 円

加算一覧【上記月額料金に加え、下記料金が発生する場合があります】

加算	発生する場合	料金	自己負担額
初回加算	新規にご利用を開始される場合、および要介護状態が2段階以上変更となり改めてケアプランを作成する場合	3,420円	0円
特定事業所加算 (1)	<p>(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置している。(指定居宅介護支援提供に影響がない場合、他の職務との兼務又は同一敷地内の他事業所の職務と兼務)</p> <p>(2) 常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。利用者に関する情報又はサービス提供に関する伝達等を目的とした会議を定期開催する。</p> <p>(3) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じ利用者の相談に応じる体制を確保する。</p> <p>(4) 月の利用者総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5の者の割合が100分の40以上。</p> <p>(5) 当該指定事業所の介護支援専門員に対し、研修を計画的に実施している。</p> <p>(6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、その利用者にサービス提供している。</p> <p>(7) ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</p> <p>(8) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p> <p>(9) 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満、また居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満。</p> <p>(10) 介護支援専門員実務研修への協力体制を確保している。</p> <p>(11) 他法人の指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。</p>	5,916円	0円

<p>特定事業 所加算 (II)</p>	<p>(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。(指定居宅介護支援提供に影響がない場合、他の職務との兼務又は同一敷地内の他事業所の職務と兼務)常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。</p> <p>(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に関する伝達等を目的とした会議を定期開催する。</p> <p>(3) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じ利用者の相談に応じる体制を確保する。</p> <p>(4) 当該指定事業所の介護支援専門員に対し、研修を計画的に実施している。</p> <p>(5) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、その利用者にサービス提供している。</p> <p>(6) ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</p> <p>(7) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p> <p>(8) 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満、また居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満。</p> <p>(9) 介護支援専門員実務研修への協力体制を確保している。</p> <p>(10) 他法人の指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。</p>	<p>4,799円</p>	<p>0円</p>
<p>特定事業 所加算 (III)</p>	<p>(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。(指定居宅介護支援提供に影響がない場合、他の職務との兼務又は同一敷地内の他事業所の職務と兼務)常勤の介護支援専門員を2名以上配置している。</p> <p>(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に関する伝達等を目的とした会議を定期開催する。</p> <p>(3) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じ利用者の相談に応じる体制を確保する。</p> <p>(4) 当該指定事業所の介護支援専門員に対し、研修を計画的に実施している。</p>	<p>3,682円</p>	<p>0円</p>

	<p>(5) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、その利用者にサービス提供している。</p> <p>(6) ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</p> <p>(7) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p> <p>(8) 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満、また居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満。</p> <p>(9) 介護支援専門員実務研修への協力体制を確保している。</p> <p>(10) 他法人の指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。</p>		
<p>特定事業所加算(A)</p>	<p>(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。(指定居宅介護支援提供に影響がない場合、他の職務との兼務又は同一敷地内の他事業所の職務と兼務)常勤、非常勤の介護支援専門員を各1名以上配置している。</p> <p>(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に関する伝達等を目的とした会議を定期開催する。</p> <p>(3) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じ利用者の相談に応じる体制を確保する。(連携可)</p> <p>(4) 当該指定事業所の介護支援専門員に対し、研修を計画的に実施している。(連携可)</p> <p>(5) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、その利用者にサービス提供している。</p> <p>(6) ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</p> <p>(7) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p> <p>(8) 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満、また居宅介</p>	1,299円	0円

	<p>護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満。</p> <p>（9）介護支援専門員実務研修への協力体制を確保している。（連携可）</p> <p>（10）他法人の指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。（連携可）</p>		
<p>特定事業所 医療介護 連携加算</p>	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合する場合</p> <p>（1）前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ又はⅢの算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設又は介護保険施設との連携の回数が合計が35回以上である。</p> <p>（2）前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している。</p> <p>（3）特定事業所加算Ⅰ.Ⅱ.Ⅲのいずれかを算定している。</p>	1,425 円	0 円
<p>入院時情報連携加算（Ⅰ）</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院したその日中に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合。</p>	2,850 円	0 円
<p>入院時情報連携加算（Ⅱ）</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合。</p>	2,280 円	0 円
<p>退院・退所加算 （初回加算を算定する場合 は、算定されな い）</p>	<p>病院又は介護保険施設等に入院又は入所していた方が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院又は介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行う場合。なお、厚生労働大臣が定める以下の基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として算定。</p>		
	<p>Ⅰイ：利用者に関する情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受け、会議に参加した場合。</p>	6,840 円	0 円
	<p>Ⅰロ：利用者に関する情報提供をカンファレンスにより1回受け、会議に不参加の場合。</p>	5,130 円	0 円
	<p>Ⅱイ：利用者に関する情報提供を会議以外の方法により2回以上受け1回以上会議に参加した場合。</p>	8,550 円	0 円

	II口：利用者に関する情報提供を2回受けており、会議不参加の場合。	6,840円	0円
	III：利用者に関する情報提供を3回以上受けており、うち1回以上は会議参加した場合。	10,260円	0円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び、死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,560円	0円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(1日に2回を限度として算定。)	2,280円	0円
通院時情報連携加算	利用者が医師及び歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合(1日に2回を限度として算定。)	570円	0円

ケアプランに関する情報

※開設半年以降に掲載必須

- 以下の期間において、当事業所で作成したケアプラン総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられたケアプラン数が占める割合

期間	2023年9月～2024年2月
----	-----------------

サービス名	割合
訪問介護	54.9%
通所介護	24.2%
地域密着型通所介護	30.8%
福祉用具貸与	71.4%

- 以下の期間において、当事業所で作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとにおける、同一事業者提供の占める割合

期間	2023年9月～2024年2月
----	-----------------

サービス名	事業所名	割合
訪問介護	ケアリッツ下井草	24.5%
	ビーステップ井草	20.4%
	ヘルパーステーションひいらぎ	14.3%
通所介護	ツクイ杉並下井草	27.3%
	デイサービスセンターなごやか杉並	27.3%
	せらび荻窪	18.2%
地域密着型通所介護	モードケア下井草	21.4%
	音楽デイ歌のつばさ	17.9%
	デイサービス太陽スポーツ館	14.3%
福祉用具貸与	シルバーはあと杉並	24.6%
	パナソニックエイジフリーショッ ブ杉並	10.8%
	東基	10.8%

